

* 本稿は原稿です。

正式な議事録については、（市議会ホームページ：
<https://www.city.saitama.jp/gikai/index.html>）にてご確認ください。
また、掲載時期については、議会局（議事課：048-829-1753）

【2021. 3. 3本会議討論】

議案第1号、同第2号、同第3号、第37号、第39号、第41号、第43号、第45号、第49号、第52号、第66号について、いずれも委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

まず、議案第1号から第3号についてですが、今回の補正予算の特徴は、新型コロナウイルスへの対応や健康福祉、教育環境の充実を図るためのもので、おおむね妥当と判断します。個別に見ていきますと、老人福祉執行管理事業における高齢者施設の新規入所者、職員等へのPCR検査については、クラスター発生防止の観点からも、検査への補助は大きな前進です。職員も含めた検査の実施は、我が会派でも要望してきたところですが、一度きりでは効果が限定的であり、定期検査の実施も視野に入れ、ゼロコロナを目指すための対策を講ずるべきと考えます。予防接種事業ですが、ワクチンの納入量や納期も定まらない中、接種券と問診票を同時に送り、会場での記入時間を減らし待機時間を縮減でき、また家庭内暴力、DV等への配慮や、在留資格のない外国人などもワクチン接種の対象であることが確認できました。仮放免者など、データが法務省提供のケースに対しても接種券の送付を求めます。接種会場については、3密回避やプライバシー確保などへの配慮が必要で、ドライブイン方式も検討すべきです。生活保護事業については、新型コロナウイルスの影響で生活困窮者が増加しており、扶助費が見込みを上回ることに対応することは妥当だと考えます。

続いて、議案第37号、第41号についてですが、本年はさいたま市誕生20年という節目の年です。合併に対する思いは様々なものがあるかと思いますが、今日においては地域の個性は大切にしつつ、それが地域の分断とならないような様々な配慮と工夫が必要と考えます。その観点から、この2議案を精査したところです。議案第37号は、さいたま市がスタートした5月1日を市民の日とすることを定めるものですが、市民の日に公共施設等の使用料の減免も盛り込まれ、本市の文化や歴史等に親しみ、市民の一体感の醸成を進めることや、まちづ

くりへの参画意識を高めることなど規定されており、妥当です。続いて、議案第 41 号については、本議案は合併振興基金設置の目的である市民の一体感醸成や、地域振興に限りその財源に充てるため基金の取崩しができるように改正を行うものです。当基金は、合併特例債を活用し 40 億円の果実運用型基金であり、ピーク時は 2,000 万円以上の運用益がありましたが、その後低金利の状況が続き、現在は年 20 万円から 30 万円程度にとどまっています。また、合併特例債は平成 23 年、2011 年 9 月に償還が完了しており、制度上は元本 40 億円の取崩しが可能となっています。さらに、充当事業については本市 20 周年と、その先のソフト事業に充てていくことを可能とするものであり、以上をもってこの改正は妥当と考えます。

続いて、議案第 43 号は国民健康保険税、同第 66 号は介護保険料について、その改定を求める条例改正であり、いずれも持続可能な制度構築に向けて必要なことと理解しています。議案第 43 号については、国民皆保険制度は少子化に歯止めがかからず、生産労働人口も急激に減っている中で、これからも維持されていくべき制度です。市は、県の方針と併せて、2026 年までに赤字解消の段階的目標を設定するとしており、それに伴う国保税率の引上げにより全世帯に影響が及びますが、応能負担で所得が多い世帯ほど負担額が大きくなることから、一定の制度的な配慮もなされており、国保運営協議会においても適当との答申も示されております。一般会計からの繰入れで公費をさらに投入すれば、他の社会福祉政策についても大きな影響を与えかねないこともあり、妥当と考えます。

議案第 66 号については、さいたま市も高齢化の進展に伴い、介護サービスの必要性の高い後期 高齢者の増加や、その原資である介護報酬が 0.7%上昇することから、約 20 億円が必要と見込まれています。その結果として、介護保険料を引き上げることになりますが、低所得者に対しては税 と社会保障の一体改革として、消費税が原資となって公費を投入し、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、市が 4 分の 1 を負担することで負担軽減を行い、かつ高所得者の応能負担とも併せて制度的配慮がなされているものと考えます。基金の取崩しは持続的とは言えず、公費のさらなる負担増 は世代間の公平性の観点から疑問であり、妥当と考えます。

続いて、議案第 39 号及び第 45 号については、食品衛生法などに関する手数料改定や規定整備などであり、いずれも国の法改正に伴う条例改正であり、了とするものです。

議案第 49 号については、本議案はさいたま市における Park-PFI の導入に当たり、事業者選定のための委員会の設置や評価基準の設定等を内容とするものです。Park-PFI の導入は、民間のノウハウや資金を有効に活用

することによって、公園の魅力の向上や利活用の促進、厳しい財政状況の中における公園の維持管理費対策として有効な手段です。事業者の選定等においては、利用者や活動している団体、特に子供の声をしっかり聴取し、効果的な連携や魅力の向上に努めることを求めるとともに、事業者の選定過程に関する透明性確保は、企業情報などへの配慮はしながらも最大限努力すること。また、民間事業者が積極的に魅力的提案できる環境を整え、前向きに取り組んでいただくことを求めます。

議案第 52 号については市道路線の認定ですが、いずれも今後のまちづくりには不可欠なものであり、地権者の十分な理解と納得を得られるよう進めることを求めます。

議案第 68 号「令和 2 年度さいたま市一般会計補正予算（第 23 号）」について、委員長報告に賛成の立場から討論をさせていただきます。

中小企業支援事業、小規模企業者等給付金は、昨年から続く新型コロナウイルス感染症の影響で経済的に困窮している個人事業主を含む小規模企業者が、今年に入ってからの緊急事態宣言でさらに業績が悪化し、その度合いが特に厳しいことが確認されました。今週末の緊急事態宣言解除についても、再延長も視野に検討される中、市内事業者の経済的支援は喫緊の課題であり、これまで県の時短協力金や国の一時支援金の対象とならなかった小規模企業者等への支援は必要な措置と考えます。

【2021. 3. 18本会議討論】

議案第 19 号から第 22 号、第 24 号、第 27 号、第 28 号、第 31 号、第 32 号、第 34 号から第 36 号、第 69 号、第 74 号、第 76 号、第 77 号について、全て委員長報告に賛成の立場から討論いたします。

まず、令和3年度当初予算関係ですが、**予算議案**の全会計1兆557億円は過去最大規模であり、うち一般会計の歳入では、市税が前年度比マイナス102億円と、いずれも新型コロナによる影響を受けたものですが、厳しい状況においてバランスよく予算編成され、適切な内容になっていると判断し、賛成するものです。次に、新型コロナ対策については、次年度も引き続き市政運営は大きな影響を受けることが予想され、医療、保健分野のみならず、職員の皆さんの献身的活動に敬意を表し、引き続きの職務への従事をお願いするものです。また、市民生活が激変しており、市民に寄り添うためにも従来のルールの柔軟な運用を求めます。さらに、今後ワクチン接種などにより環境改善が見込まれるため、アフターコロナも視野に入れての市政運営を求めます。次に、DXを推進する際には、全庁的視野を持った市長や推進本部によるリーダーシップを前提とし、単なるコストカットの手段とするだけでなく、上質な生活都市実現のための道具として活用していくことを求めます。次に、危機管理体制の中心の危機管理監、広報監、行政管理監のいわゆる3監について、的確な対応のために事例を検証する中で、組織対応力強化や実践的手法の継承、人材育成などの必要があり、総合調整を担う危機管理監を筆頭に、さらなる連携を深めることを求めます。次に、東日本交流事業については、これまでの情性で進めるのではなく、将来都市像の東日本の中枢都市を視野に、全庁的取組として抜本的出直しをするように求めます。次に、義務教育学校については、それを設置する意義や本市教育全体への効果等をより明確にするとともに、地元へは丁寧な説明をすることを求めます。また、沼影市民プール移転による影響への対応として、同等規模のプール移設などを検討したり、当プール面積相当分の公園を近隣に整備したりすることを求めます。次に、市民活動サポートセンターについては、次年度直営から指定管理者の運営に戻りますが、単なる貸し館ではなく、市民活動のサポートをする施設であり、スタッフの質の向上やスペースの改善を求めます。次に、生活保護事業については、不正支給事件の発覚により、市民の信頼を損ねる事態になっています。今後においては、事件について適宜議会や市民に向けて報告するとともに、真相解明、再発防止に努めるよう求めます。次に、大宮駅のいわゆるGCS構想については、今後本格的な検討が始まるわけですが、利害関係者や市民とともに、実現に向けた実効性ある構想につながるよう進めていくことを求

めるものです。

続いて、**議案第 69 号**、令和 2 年度補正予算のうち高等学校管理運営事業については、生徒用端末の購入や家庭学習用通信機器を貸し出す事業であり、学習環境を保障する観点から妥当と考えます。なお、通信費については、県の高校生奨学金給付金に上乗せで対応され、生活保護世帯は生業扶助で実費支給されることを委員会審査で確認しましたが、くれぐれも経済事情で学習環境が失われるということがないように、実態に即して必要な支援を的確に行うように求めます。

続いて、**議案第 74 号**、令和 3 年度補正予算のうち、新型コロナウイルスワクチン接種事業については、区役所や集団接種会場で接種を行うための補正予算であり、現時点では国からのワクチン供給が不透明ですが、接種に向けた環境を整える必要があり、妥当と考えます。次に、観光推進対策事業については、キャッシュレス決済のポイント還元による消費活性化キャンペーン事業補助金であり、コロナ禍における過去 2 回の同様の事業では、新規利用客の獲得につながった事例が紹介され、経済効果があったと予算審査において確認しました。今後、一定の段階で効果検証のための詳細な報告を求めます。

続いて、**議案第 76 号**、**第 77 号**ですが、介護保険法、老人福祉法及び社会福祉法と障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき基準省令が行われ、虐待防止対策、感染症対策、業務継続に向けた取り組みなどが義務づけられ、利用者のサービスの質を向上させるのに不可欠であり、制度を前進させるものです。重要性は認識されていることは確認できたものの、ハラスメント対策の強化の条文を盛り込まなかった児童福祉施設に関しては、今後法的根拠を明確にし、働く職員の労働環境をより向上させることを求めます。